京都府後期高齢者医療広域連合情報公開·個人情報保護審査会 平成28年度第1回 会議録(要点筆記)

- (日 時) 平成28年5月30日(月)午後2時~午後3時45分
- (場 所) 京都府国民健康保険団体連合会第2会議室
- (出席者)○ 京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員(50音順)秋月委員、板垣委員、黒田委員、豊留委員、吉田委員
 - 京都府後期高齢者医療広域連合事務局 藤田事務局次長、塩野総務課課長補佐、 宮本業務課長、中村業務課課長補佐 ほか事務局員

(議事の要旨)

1 平成27年度における運用状況の公表について(報告事項)

情報公開条例第22条及び個人情報保護条例第42条の規定により、平成27年度における各条例の運用状況について、事務局から報告するとともに、審査会の意見を求めた。

2 平成27年度における個人情報取扱事務に関する例外類型事項による実施状況について(報告事項)

個人情報の目的外提供等に関して、個人情報保護条例第7条及び第8条の規定 によりあらかじめ審査会の意見を聞き、事前に承認を受けた例外類型事項の実施 状況について、事務局から報告するとともに、審査会の意見を求めた。

【委員】

開示請求がなかったというのは久しぶりですね。

【事務局】

そうなっています。本人からの請求がなければ対応しておらず、最近は流れ的にはご遺族からの問合せが多いのも事実です。ご遺族が亡くなった方のレセプト情報の開示請求をされますと、こちらの開示にはカウントしていませんので。対応は普段通りしているんですけど、本人請求か本人外請求かで取扱を変えています関係で、このようになっております。

3 情報セキュリティ対策状況自己点検チェックリストについて(報告事項)

今年3月に実施した、情報セキュリティ対策状況自己点検チェックリストによる内部監査について、自己点検を行った結果、遵守できていない箇所が数点あることが判明したが、課題を解決するべく取り組みを進めていることについて報告した。

またセキュリティポリシーについて、本年度の早い段階で見直しを行う予定であること、更に平成29年7月から開始される情報ネットワークとの接続に際し、随時見直していく予定であることについてあわせて報告するとともに、審査会の意見を求めた。

【委員】

バツのところを結局この先どう対応されますか、シンプルな質問ですけど。バツが4つあるんですけど、それぞれの今後の対応、予定について教えてください。

【事務局】

先に8番にいかせてもらいますが、先ほど申し上げましたような形で、例えば ワイヤーで拘束するなど、簡単には持ち出せないような処理をしたいと考えて おります。

大きな項目の6番、7番につきましては、28年度のセキュリティ対策といたしまして、今後許可した機器以外の使用を禁止するソフトというようなことで、そういった接続をできないような形にしたいと考えております。

【委員】

その辺は簡単なんですが、一番難しいのは多分3(7)なんでしょうね。執務 室から持ち出せないというルールづくりをどうされるんでしょうか。

【事務局】

これまでのところで言いますと、基本的に先ほども申し上げましたような形で、 執務室一つでやっておりますので、基本的に業務で持ち出すということは必然 性はあまりないという状況ではあるんですけども。

【委 員】

まあ「物理的対策なので物理的にどうしましょうか」ということですよね。ルールで対応するというお話しはちょっと違うように思えるので。

【委 員】

それと若干触れておられましたけど、記録媒体をどう管理するかというのは。 各市町村さんも気をつけておられるけども、記事にもなるようなケースがあり ますので。

【事務局】

記録媒体については誰が使ったかというのは分かるようにして、管理者の方で 許可を与えるということで一定の措置になると思います。

【委員】

先ほど予算が付いたというようなご発言があったように思いますので、今ご指摘があったような、まあバツがあるところにはそれなりの必要ならばお金を使って、そのフィジカルとかソフトとか色々な部分について対応していただけるということなんだろうと思うんですけど。

ただやっぱりこういう一般論で私がこういうことについては本当に素人なんですけど、じゃあ仮に次年度今のバツの項目がマルになって「これで一安心」というようなものでも多分ないような気がして、ですからこれはあくまで自己点検のリストだろうと思うんですが、まあ理想的に言えば外部の専門家の方に本格的に見ていただいて、本当にマルなのか、問題がないのかということについて可能な限り不断に見直すということが多分求められているような気がするんですけど。

だからそういう意味においては、単にバツに対する必要な予算措置というのももちろん大事なんですけど、それだけでは多分整わないような気が素人ながらにするので、その点はちょっとご注意をいただきたいと思うんですけど。

多分これまで公私を問わず色々な組織で、センシティブな個人情報等を扱っている団体や組織が失敗しては新聞などで謝って、というのを我々もずっと見てきているわけで、そういうところも多分こういうものをつくっていたような気がするので、そういう意味においてはこれを常に、何と言うんでしょうね、先ほどの繰り返しになるんですが、できれば外部の専門家とかに見ていただいて、

大丈夫なのかということについてはチェックをかけるというようなことも含めた対策を考えていただいたほうがいいというふうな、ちょっと素朴な印象をもった次第でございます。

【委員】

多分3と7などは基本的にはルールベースをカチッとやって、台帳を残していくというところが鍵になってくると思うんです。

「台帳管理がちゃんとできているんですか」「誰がその機械を触られたんですか」という多分まずそこだと思うんです。そこにないということは3(7)の範疇ではなくて3(8)の範疇になるところ、盗難であったということを意味しますから、そこは多分手続論、どうなっているのか推理できれば、ある程度整理ができると思うんですけど。

大手のやつなどよく分離されずに議論をされて大きなトラブルになるんですけど、悪意がなくてされたことが実は記録が残っていなくて、大変なことになっちゃったパターンと、悪意があってされたこととは別の次元の話ですので。後者のほうは犯罪ですから別の議論をすればいい話なので、3(7)がバツになっているというのはきっちりチェックをされているということだと思うんですけど、逆に言うとそこのルールづくりとか運用づくりみたいなのを徹底しているかというところに落とし込んでいかれたほうが多分いいんじゃないかなというふうに思います。

同じ意味合いでマルが付いてはいるんですけれど、もちろんこの後セキュリティポリシーを書きかえるというお話が先ほどあったので、そうですね4 (1)ですね、4 (1)は全ての職員に対してという形でポリシーがなされていて、6 (4)で外部委託の場合、ポリシーに定める必要な対策を講じているかというところですね。これも多分契約事項の話だと思うんですけど、これマルが付いているということはその辺の契約事項に取り込まれているという理解をしてよろしいんでしょうか。外部委託をされるときに個人情報のポリシーをなるべく守れということで契約になされていて、そのポリシーが相手に渡る形で配慮をされているという理解。

【事務局】

現行のセキュリティポリシーは中々そこまでのところは触れられていない。

【委員】

ポリシーを渡していますか、ポリシーを守ってくださいというちゃんとサイン をもらっていますか、契約書に。それだけです、私が聞きたいのは。単純に。

個人情報の取り扱いに関する別記事項という形でお渡しはしているんですけども、それに対して守りますというふうな誓約まで取っているかというとそこまではできていないです。

【委 員】

私も人のことは言えず、どこの組織もそんなところなんですけど、多分そういうところでちゃんとやっていると、手続論的をちゃんと取っておかないと、行政的にそれこそ出た時に叩かれたら耐えられなくなりますから。

やることをやっているけれども、故意のある人にやられたらそれ以上にルールを厳しくするのかどうか、そこはもうリスクとリワードの兼ね合い、リスクを厳しくそこのリスクを取るためにやると今度は運用が大変になりすぎるという、多分しきい値の切り方になってくると思うので、その辺でやるべき契約事項というふうにシンプルに整理していただければ、ある程度見えてくるところがあるかなという気がします。

【委員】

今のご指摘の点だけにとどまらず、例えばそのセキュリティポリシー、今のでも今後のにしても、というのも外部委託する時に「きちんと守ってくださいよ」という単なる周知ではなくて、契約等に盛り込むというのはどうなんですか。私は部外者ですけど、実務としては大事なのかそんなものは簡単なのか、どっちなんですかね。

【事務局】

基本的には個人情報保護の関係の仕様をつくって、そういうものを一体にして 契約を結んでおります。基本的に住所情報を含めてほとんどの業務が関わって きますので、一応それについてはやっていると。レベルについては今ご説明で きるところまではないので、また確認させていただきたいと思います。

【委員】

多分やられているとはずだと思うんですよ。

【委 員】

バツの部分の関係ですけど、まあ予算措置が云々という話があったんですけど、 これいつ頃どうするのかという話をしておかないと、もうマイナンバーは始ま っているわけなので、「予算がなかったんです」なんていうのは新聞の恰好の ネタですのでね。 点検して、ではいつ頃できるようになるのかという話を、そういう議論はどうですか。

【事務局】

例えば3(8)のパソコンを打ち出せないようにすることは、すぐにできてしまうと思いますので、早急にかかりたいと思います。

3 (7) については、先程の許可とか、その辺のところもすぐにできることなので着手していこうと思います。

【委員】

ソフトウェアはいつ買えそうですか。

【委 員】

これ別にソフトウェアを買わなくても簡単にできそうな気がするんですけどね、管理者権限で仕切れば。

【事務局】

ちょっと具体的な業者はあれですけど、国が示しています特定個人情報の保護に関するガイドラインだったりとか、総務省が市町村に向けて出している抜本的強化対策を参考に、まあ厚労省からも直接的にはまだ何も出ていないんですけど、それを参考に考えさせていただいています。

その中で29年7月の情報提供ネットワークの開始までにこういうことをしなさいと明示されています。今年度中ですね、年内を予定しているんですけれども、この後期のシステムに関しましては各市町村の方に広域連合のシステムがありますので、事務所だけではなく各市町村にあるということで環境が非常に難しいですね。

その中で管理者権限で止めてしまうと、中々市町村の事務も回らなくなるというところで、我々の目も届かない部分になるので、ソフトウェアとかで物理的に使えないようにする、プラス市町村にも環境を整えてもらうような、例えば記録媒体を使って何かのデータを書き出せるというのを許可した端末以外全部禁止して、その許可した端末をそのセキュリティの高いところで市町村で使ってもらうということを想定しておりまして、それの準備を進めている段階です。

【委員】

今仰った点、例えば住基ネットの時もありましたけど、いくら中枢で色々やっていても、町とか村の役場でパソコンがそもそも2台ぐらいしかなくて、使え

る人が4人いてと、セキュリティとかそういう話の前の問題があるなという話がしきりにされていました。まあちょっと程度が違うかもしれませんけど、しかしそうやって京都府の中で市町村に対して、やはりある程度こちらが主導的な役割に立って、セキュリティについて必要な措置について国の御達しを利用しながら底上げをしていただくというのは、非常に重要な効果といいますか、その点はぜひお願いします。

【委員】

機械をワイヤーでというのは。

【委 員】

ケンジントンロックというノートパソコンなど机に付けるものもありますけれども、シンプルなものですから、バチンとやったら切れますけどね。でもまあ説明責任という意味からするとやっぱりやっておくことが必要ではないかと。

ちょっと技術的なことに踏み込んで申し訳ないですけど、デジタル疎水に対して1台という端末の動作がある。他のネットワークとつながってない作りになってるんですか。

【事務局】

そうですね、デジタル疎水の中でネットワークは後期だけつながっているということで、他の基幹系のシステムとかとは全くネットワークは別にしております。

【委員】

ということは、1本のソフトウェアを入れると縛ってしまうことは可能である と。そうすると本当にインストールの手間ですね。

【事務局】

ただ市町村のほうの住基のデータをこちらに送っていただいて、という事務が どうしてもありますので、そこの間というのは仰るようにUSBであったりと か、その辺を今使わざるを得ないシステムになっています。

その辺のセキュリティに関しても先ほどちょっと申し上げていたとおり、その USBを暗号化であったりとか、パスワードの権限を厳しくして、90日で変 えてしまうとか、その辺で縛りつけをして。後は本当に物理的になんですけれ ども、USBを持って出られないわけじゃないですけど、わざと大きいマスコ ットみたいなのを付けるとかして、物理的に落としたりとかしても分かるよう に市町村も対応されているところがあるので、そういうことも検討の一つかな と思っています。

【委員】

住基ネットのセキュリティの話というのは、セキュリティを考えるときにはCIAと言って「攻め込まれない」かつ「情報が維持されている」かつ「使い物になる」と三つ面倒をみなきゃいけないんですけど、アベイラビリティーはあまりケアしていないんですよね。アベイラビリティーをケアしないと何が起こるかというと、業務だから何とか使わないといけないと皆無理をするので、結果として一番大事だった情報を守るというところが実は穴が開いてしまっている。使えるようにしていないことによる穴ですよね。

完全にルールが実際の運用をダメにしてしまっているパターン、原型だと厚生 労働省でも言ってきたんですが、御苦労はされているだろうな、今のつくりだ と御苦労をされざるを得ないだろうなという気がするんですけれど、ちょっと 何か方法論を考えないと厳しいですね。ただ今のルールだと仰る通り、USB をポートにさすという運用をする以上、ポートシャッターを投入できないです し。難しいですね。

【委員】

USBを使わざるを得ないんでしょうか。

【委員】

住基ネットのデータを外に出すために、オンラインで外部のネットワークに結合できませんので、エアギャップを入れないといけないので。そうするとそういう物理媒体、メディア媒体を使うしか手がなくなると。

そうするとかえって実際セキュリティレベルを下げるんですが、そういうふうなルールをつくってしまっているんですね。それはその方が「セキュリティを守っています」と説明するのが簡単だから。現実的にセキュリティを守っているとは言えないですけど。

【委員】

USBに落として、それから。

【委員】

USBに落としたものをもっていって、こちらにさしてデータを出す。両方が独立したエアギャップがある、空気で切れたネットワークと、そういう方法を今のところ取らざるを得ないですね。

データの書き出しとかも、市町村の今まで執務室ですね、窓口でやっていたものを新たな端末を入れることで、それを閉鎖された環境でデータの書き出しとかもしてもらえるように市町村にお願いします。

【委 員】

本来であれば市町村ごとでつくるのかどうかわかりませんけど、接続するため の端末というかゲートウェイを一つ決めて、そこに対するルールを決めて運用 するのが本来の形であるべきだと思うんですが。

ネットワークを独立させることによってセキュリティを守りますという設計をしている市、国立大学病院にもそうせよという指示があったので拒絶しているんですけど、そういうことがやっぱり出てきていますのでね。

【委員】

USBを物理的に。

【委員】

それしか手がないんですよ。かえって状況が悪くなる。

【事務局】

ネットワークはつなげられないけどデータのやり取りは絶対にしなくてはならないとなると、どうしてもやっぱりUSBであったりとかになってしまいますので、ならもうそのUSBも使えるものを限定して、使う場所もある程度決まった場所でそれを外に出さないというルールをこちらで決めて、それを市町村に運用してもらうという方法しかないかなと考えています。

【委員】

壁をつくって向こうとこっちで情報をやり取りしなければならないというと、 壁を超えて大きな声で叫ぶしかなくなる。周りにはみんな聞こえるという、そ んな状況です。ご苦労もあるだろうなという印象です。

【委員】

具体的に自己点検とはどのようにされているんでしょうか。決まった部署の方がされるんでしたかね。

【事務局】

基本的にはシステム管理責任者の業務課長を中心に、総務課ですね。実際に業務をやっているのとはまた別の総務課とあわせまして、連携というか監査をしています。

基本的に監査される側、業務をやっているのは業務課ですので、業務課ではなく総務課とシステム管理者の立場としての私も一緒にやらなければならないので。まあ私は入るんですけどメンバーは変えてという対応をしています。

【委 員】

使う人と監査する人というのは別ということですね。

【事務局】

そうですね。

【委員】

最終的にマルとペケの判断というのは合意に近いんですか。

【事務局】

一定組織としては同じ組織の中ですけど、現状としてはやらざるを得ないんですけど、そういった中で監査する側、される側ということをその中でも分けて、一定その中で実際業務している者の状況についてヒアリング等をしながら、できている、できていないという判断をして監査しています。

【委 員】

先ほど仰いましたけど、外部監査、やはり外部の目を入れるというようなことも、マル、ペケをどのように判断するのかというのは微妙なこともあろうかと 思いますので、いいかなと思うんですけど。

他の都道府県でも同じようなことをされていると思うですけど、大体結果は良い方ですか。やはり判断が自己点検になると大分違いますよね。

【事務局】

そうですね、まあ他と比べてというのは中々難しいところがあると思うんですけど、セキュリティポリシーも先ほど冒頭でも申し上げましたとおり、ちょっと古くなっているんですけど、今の状況の中ではそれなりにきちんとできているのかなという認識は持ってるんですけど。

例えば先ほどのワイヤーのこととは別に、別に置かれた部屋に誰もいないときはセキュリティのかかるような I Dを設定しているとか、そういった状況もありますので、ある程度そういった面でもできている部分はあるのかなと。

ただまあ厳密にセキュリティポリシーに則ってできていない部分も実際にありますので、今後そこを埋めていくということと、新たに時代とともに総務省でも色々そういった見直しも行ってきているところですので、その辺は現在の形にあったようなセキュリティポリシーをもう一度構築して、そこをクリアしていくというようなことはしていかなければならないというふうには思っています。

【委 員】

チェックリスト自体はどこか外部からこういうひな形があって、当てはめているんでしょうか。

【事務局】

基本的には元々のセキュリティポリシーに沿って作り上げたものになっておりますので、考え方としては今現在のセキュリティーポリシーを網羅したものという形になっていまして、それをできているかできていないかというようなつくりになっています。

【委員】

例えば5 (4)ですね、バックアップ措置を講じているかというところで、データの喪失を防ぐためにバックアップが要るんですけど、そのバックアップデータに対するセキュリティは当然、どの程度取っている状態ですか。

【事務局】

データセンターの中にありまして、我々だけではなく委託業者も接続権限を持っているんですけども、そういったものも接続した際にはログがちゃんと残るような形にはしていますので、基本的にはそこで未然に防げるといいますか、警戒ができるものというふうに考えています。

【委員】

要はサーバー上のバックアップですね。

【事務局】

そうですね。

【委員】

バックアップをとらなくてはと、それぞれの端末に落とし込んでいたら何をしているんだとなりますので。

【委員】

自己点検は年1回ですか。

【事務局】

そうですね。

【審査会まとめ】

- ・種々の指摘や意見の内容に十分留意し、セキュリティの冗長性の観点から、 不断の見直しを行うこと。
- ・セキュリティポリシーの見直しが予定されており、場合によってはそれにあ わせてこのチェックリスト等についても適宜変更、バージョンアップしてい くということについて、不断の抜かりのない見直しを行うこと。

4 平成28年度の情報公開・個人情報保護制度について(報告事項)

(1) 行政不服審査法改正への対応について

上記への対応として、情報公開・個人情報保護審査会条例、情報公開条例、個 人情報保護条例の改正内容について報告するとともに、審査会の意見を求めた。

【委員】

審理員の指名をしないというのは他も大体並んで改正していましたか。

【事務局】

早いところで昨年の秋から順次、まあ今回の行政不服審査法の改正に対応する 条例改正を進められておりまして、一番遅いところですと今年の3月議会で順 次改正しています。

【委員】

審理員の指名以外も合わせて制定していると。

【事務局】

基本的にはほぼ同様の形で。ただ行政不服審査法というよりは、国の個人情報 審査会設置法の関係にまずあわせているというところでございます。どちらの 自治体に聞いても、大体そちらのほうをまず検討した上で進めているというこ とでした。

(2) 是正制度のあり方について

個人情報保護条例における是正の申出制度について、制度の見直しを前提に検 討を進めていくことについて報告するとともに、審査会の意見を求めた。

【委員】

苦情があった場合は、処理に努めなければならないと。基本は何かがあった場合の対応は同じようなものですか。

【事務局】

そうですね、是正制度自身は条例で定めているだけのものでございまして、苦情処理制度も現にございますので、即時対応するという考え方についてはいずれも変わらないと考えております。

【委 員】

是正制度の今までの利用はないわけですけど、例えば大阪ですか、苦情というのは逆にいうとあるという理解でよろしいですか。

【事務局】

苦情もあるんですけど、逆にそういった制度それぞれを活用される方もいらっしゃって、一つの事象について少しずつ変えながら、色々とそれの制度を活用される方がいらっしゃったそうです。

【委員】

なるほど、分かりました。

【事務局】

ですので、それらのことを含めて考えた上で今回整理したというところが基本になっています。

またこの件につきましては、条例改正を伴う部分についてはご報告の上、ご意見を頂戴して改正していくという流れになろうかと思いますので、改めてまたご報告させていただきたいと思っております。

【審査会まとめ】

- ・審査会としては、現時点で事務局が是正制度の見直しに向けた検討を進めて いるということについて確認し、了承した。
- ・次回の議会ですぐに一本化するのかという結論が出ているわけではないとの ことであり、適切な時期に諮られたい。

(3) 郵送による個人情報の開示(写しの交付)について

上記のことについて、業務の実施状況とその改善に向けた検討状況について報告するとともに、審査会の意見を求めた。

【委員】

請求の段階でどちらかにマルをさせるというのはありえないですか。

【事務局】

それは可能かなと思いますが。

【事務局】

アの考え方はどちらかというとそういう考え方ですね。本人限定にしたら「本 人以外受け取れませんよ」という前提でやると。

【委員】

ただマルがついていない、あるかもしれないですけどね。

【事務局】

本人に決めてもらうという部分では、書留で送らせてもらうか、本人しか受け 取れないような形の郵便で送らせてもらうかというのを本人に確認させてい ただいた上で対応すると。

イのほうであれば、一応一回目は杓子定規というか今までとおり本人限定で送って返ってきて、どうするか確認して理屈にかなってたら書留で送るというイメージかなと思うんですけど。

まあ中々郵便も難しくて、マイナンバーのカードが送られるのも結局簡易書留で送られたりしていた経過もありますので、本人限定にしてしまうと本人しか受け取れないことによって不自由な状況に。特にこのレセプトを請求される方というのは、ご高齢の方が前提ですし、かつ病気で何らかの事情で必要とされている方が多いですので、その辺を加味していただけるとアなりイなりの対応を。

今までのままですと、中々相手の意見をこちらで寸借する余地もなくなってしまいますので、我々に選択の幅といいますか、そういったものを今回与えていただけないかということで、ア、イの案をつくらせていただいているところです。

【委 員】

事務局的にはどちらが楽ですか。

【事務局】

そうですね、郵便物だけでいきますと確かに近隣の広域連合の運用も含めますとあまり厳しすぎるのもどうかと。ただ一方では窓口では本人が直接取りに来られたら本人確認をきっちりしているという形でやっている部分との、どうしても実務的なところで中々どうかなと思っています。どちらかというとそれがあるので非常に悩んでいますという状況です。

【委員】

本人確認を他の広域連合さんは書留でやる場合、何か別の方法でやってらっしゃるんですか。ご本人からの請求である事実の確認について。

渡る先は簡易書留にした瞬間に渡る先に幅ができますが、ご本人からの請求で あることの確認は窓口でやっているわけではないんですか。

【事務局】

それは必ずしも窓口ではなく、請求自体を郵送でやるというような場合もあります。

【委員】

その場合は何か特定の本人を確認する書面の写しか何かを送ってもらったり されてるんですか。

【事務局】

そうですね、実は4番でそちらのお話が若干ありまして。 では4番の説明をさせていただきます。

(4) レセプト情報の提供に係る申出(以下「遺族レセプト」という。)に係る「被 保険者の死亡の事実及び遺族であることを確認することができる書類」につ いて 上記のことについて、業務の実施状況とその改善に向けた検討状況について報告するとともに、審査会の意見を求めた。

【委員】

原本性にこだわる理由はなんですか。大阪府はもう「改ざんできないから写しでよい」とありますが。

【事務局】

そこについては、基本的には改ざんの可能性があるかないかを確認せずに写し で確認してしまったものが残るというところですね。あと、写しが送られてき て確認をしたという実績があいまいではないかという考えがあったというと ころでございます。

【委員】

これでは免許証なんかも原本を送ってくれということになりますね。

【事務局】

そうなりますね。

【委員】

中々ハードルが高いと思いますけどね。

【事務局】

ハードルが高いですね。

【委員】

戸籍謄本とかのほうが本人性の証明には証明能力が低い。実際は。

【事務局】

戸籍のほうは続柄確認に用いておりまして、それプラス申請に免許証を。

【委員】

免許証を送るんですか。

正直極めてナンセンスではないかと思います。

本人限定は本人のいる現住所しかだめというものですか。

聞きますと、本人確認の書類と住所と氏名が宛先と一致しているということに なるそうです。我々が窓口で確認することを郵便局員に依頼しているようなも のです。

病院に送ると宛先と確認書類の中身が違うということもありますし、元々病院がそういう郵便物を常時受け取って、宛先として受け取れる状況かというのもちょっと病院によって差があるかと思います。

【委員】

私どもは病院に郵便局を抱えていますから、窓口に行けばいいと。

【事務局】

病院によったら、例えば本人がずっと入院しているとかであれば、書留で送って受け取っていただける病院もありますね。

【委員】

例えば情報管理担当者なので毎回ハンコを押していかないといけない中に、選挙の時は不在者投票があって、入院中の患者の記録を全部出すんです。

何々市の不在者、何々市の方で今入院中の者はいるかと。要は不在者投票を病院でできるんです。

【委員】

それは入っている患者さんほぼ全員ですか。

【委員】

入っている患者さんのうち、これに該当するものについて報告してくださいということです。ものすごい数が来ていますよ、事務方が大変な思いをしていますけど。

【事務局】

免許証まで送らせるのはいかがなものかというイメージをお伺いしましたので、その辺を踏まえてちょっと柔軟に対応させていただくというような形をとらせていただければ。

【委員】

いままでは現実に免許証を送ってきているんですか。

来られる方が提示されるという。

【委員】

まあ来られる方はそれでいいですけどね。

【審査会まとめ】

- ・請求者等への対応にあっては、個人情報であることから、慎重な対応が求められることを前提としながらも、ひたすら厳格、原本主義に完結することにより、請求者等の心理的なバリアを高くするという事態をも招いてしまう。
- ・調査した各広域連合の取り扱いにも差があり、難しい問題ではあるが、請求 者等の便宜や事務局の負担等を勘案し、できるだけフレキシブルにケースバ イケースで対応されたい。
- ・今回、請求者が自己の情報を受け取れないという事態が発生したことを受け、 これをきっかけに運用を見直すとのことから、今般の議論を踏まえた上での 適切な対応を望む。

【委員】

何か今の点、今の2つの問題をあわせてご議論いただきましたけど、特にこの段階で、この時点でご意見等言っておきたいという方がいらっしゃいましたらどうぞ。

【委員】

住民票の請求で、郵便の請求であればどうでしたでしょうか。

【事務局】

窓口で今本人以外の方が請求すると、住民票にせよ税の証明にしろ、かなり厳密に本人確認に近いようなことが行われています。まあ代理の方であれば委任状を当然いただき、委任を受けた方の本人確認を求められるような状況で、誰でも行けばもらえるという感じではないです。

ただ仰ったように、まあ郵送で請求されているケースが非常に多いですので、 その時は免許証の写し等により本人確認をされているのではないかと思いま す。

【委 員】

よろしいでしょうか。その他全体を通じまして、この件だけではなく何か改めてご意見等ございましたら、この機会にお願いしたいと思います。

【委員】

この制度の1枚目のところの、審査会を開催するにあたり指名委員による調査ができるというのは、これはどんな場合を想定しているんでしょうか。

【事務局】

調べたんですが、通常審査会の調査権が、審査会を開催して5人集まっていただいて、不服申立てに関する調査等を行う形になると思うんですけれども、その内お一人か複数を指名すれば、その2人が調査権をもって調査ができるということで、まあ少し軽い動きができるということかなという理解をしております。

現時点ではまだ一度も不服申立ての審査自体をお願いしておりませんので、当然審議をお願いしていないので、これをもって本当に負担が軽減につながるのかというところについては、まあここでスッと言い切れないんですけれども、これ少しでもそういった調査審議の負担軽減につながるのであれば、他にあわせておいたらどうか、分かりやすいかなと思いましたので変更させていただきました。

【委員】

ある程度数がありますので、わりかし審査会を開催し、それなりに中身のある 形でやっているイメージがあったので気になりました。

【事務局】

ですから回数が増えればというのが前提なのかもしれないですが、今回それは置いておいて、まあ「できる」規定でも置いておけばいつでも運用できますので。現時点では年間数回お願いするに留まっておりますので、そういったところについて直ちに効果があるということではございません。

その他

事務局から

- ・今回をもって板垣委員がご都合により委員を辞されることとなった。後任については、次の審査会でご紹介をさせていただく予定。
- ・本年度の審査会の開催予定として、平成29年7月から、マイナンバー制度に おいて、関係機関との情報連携が開始される予定となっている。このため、昨

年度の審議事項とさせていただいた「特定個人情報保護評価書」を改正する必要があり、あらためて評価をお願いする予定。

- ・次回の開催時期については、国からの評価書ひな形が示された後に、パブリックコメントを実施し、その報告と合わせて御意見を頂戴したいと考えており、 秋以降、遅くとも来年1月中までに開催したいと考えている。
- ・実施時期の見込がたった段階で、日程調整をさせていただく。

一 閉会 一